

05 調査資料・証言・事実等			
06 資料・証言・事実等の分析			
05 資料等区分	06 調査項目	07 調査結果及び報告事項	
その他の事実等	<ul style="list-style-type: none"> ■工事完了引渡証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の確認 ・所有者,種類,構造,床面積等の確認 ・建築証明書との対査 ・建築証明書との対査 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者、新築年月日、建物の種類、構造、床面積の確認。一致。 ・申請情報と一致し、申請人が所有者であることの確信を得た。 ・真の所有者の確認、更正を証する資料として確認 ・増築部分について、原始取得者を確認
	<ul style="list-style-type: none"> ■相続証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の確認 ・相続証明書の対査 ・公正証書遺言,戸籍等による照査 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請人が原始取得者の相続人であることの確認 ・申請人が申請建物の相続人であることの確認 ・申請人が登記名義人の相続人であり、申請適格者であることの確認
	<ul style="list-style-type: none"> ■持分確認書 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証(証明書)との対査 ・所有権の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・真の所有者及び更正を証する資料として確認。 ・申請建物の真の所有者・持分割合の確認。 ・所有者の確認、全て一致。確認済証・検査済証が誤っていることの確認。 ・真正な所有者、持分の確認。確認済証記載の所有者と相違することについての確認。
	<ul style="list-style-type: none"> ■その他 成人2名 	<ul style="list-style-type: none"> ・成人2名の証明書による所有者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・原始取得者の確認 ・申請建物の所有者等の確認 ・元所有者（建築主）の確認。種類、構造、床面積は一致。 ・所有者、種類、構造、床面積等の確認。全て一致。
	<ul style="list-style-type: none"> ■その他 証言 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記原因等の確認 ・関係者の証言 ・登記原因等の確認 ・登記原因等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請人、その妻及び(工事人)の証言により、申請人が所有者であること、新築日等の確認 ・申請人及び申請人の姉の証言により申請建物が既登記建物より以前に建っていたこと。増改築等がされていないこと、新築年月日等の確認。 ・各資料と関係者の申述を対査・照合した結果、甲野花子が所有者であることの心証を得た ・申請人の証言により、一部取壊しの実事及び業者交付領収書により一部取壊し年月日を判断 ・主たる建物の種類の変更日の確認 ・申請人の証言により取壊し日を確認 ・申請人及び高松市家屋課税担当者の証言により申請建物を取り壊されているとの確認 ・申請人兼土地所有者の証言により取壊し年月日を確認

■その他 写真	写真との対査	・取壊し前の建物の確認
■その他 取壊証明書	・登記原因（取壊し） の確認 ・証明書による対査	・取り壊されたこと、その日付の確認
■その他 住民票	・登記事項と住民票との 対査	・申請人が住所変更したことの確認
■その他 領収書	・登記原因等の確認 ・取壊し年月日の確 認	・新築年月日の確認 ・取壊し日を確認
■その他 金融機関への融資申込書 譲渡証明書 工事用建物図面 申請物件の取り壊し について 取壊業者の請求書・領 収書 等	・所有権確認 ・譲渡証明書による 対査 ・図面との対査 ・滅失物件の抵当権者 の確認 ・領収書等との対査	・申請人が所有者であることの確認 ・元所有者（建築主）と申請人との関係等の確認（譲渡証 明書及び理由書） ・申請人が原始取得者（確認済証等記載の建築主）から譲 渡を受けたことの確認 ・登記原因が工事用図面のとおりになっていることの確認 ・当職は〇〇銀行××支店の担当者☆☆氏に対し、本物件 を取り壊して建替えを行うことを承認していることの 確認を取っている。 ・建物取壊業者が取壊した事実と取壊日とが整合。 ・申請人の証言と領収書の日付等により取壊日を確認。 ・土地所有者である〇〇氏が取壊工事代を負担し、業者が 取壊したものであるとの証言と一致。 ・取壊しの事実及び取壊し年月日を確認。平成 30 年度か ら滅失申請の建物が課税台帳から除かれること。